

『古文尙書』の偽作についての若干の考察

——『帝王世紀』との關連を中心に——

野村茂夫

一 まえがき

『尙書』は古代帝王たちの言行の記録であるが、それは單なる過去の記録に止まるものではない。それを據り所として、現在の自己の行爲を正當化すること、王莽をはじめ、史上しばしば見受けられた。

筆者はさきに、『鄭沖と偽古文尙書』と題する小論¹⁾で、魏晉の際には『尙書』をもって自己の行爲の據り所としたことはもちろん、自己にとつて都合のよい、適當な『尙書』の一篇がなければ、それを新たに創り出そうとする傾向もうかがえると論じ、『偽古文尙書』大禹謨篇の成立には、あたかもその時代に生きた鄭沖が、それに深くかかわっていたと論じた。

鄭沖の名を挙げた理由を要約すれば、彼は魏晉禪讓に當つて、魏の大保としてこの禪讓を推進する働きをしていたこと。魏晉禪讓はその形式において、前代の漢魏禪讓を襲うものである。漢魏禪讓のモデルとして、あるいはその禪讓を正當化する根據として『尙書』堯典篇があったが、しかしその後を繼ぐ魏晉禪讓は舜禹禪讓を念頭においておこなわれても、その舜禹禪讓を伝える『尙書』の一篇は、存在していなかった。そのため、魏晉禪讓の正當性の裏づけとなる禹に關する篇

が、必要であつたこと。また、魏晉禪讓に際して、晉王司馬炎に奉じた禪讓文は、『晉書』武帝紀に「是に於て天子は曆數の在る有りを知り、乃ち大保鄭沖をして策を奉ぜしめ……」とあるように、鄭沖がその禪讓文に深くかかわつていたと思われること。その策文には『尙書』に典據をもつ言葉がちりばめられているが、そこには、伏生傳來のいわゆる『今文尙書』から得た言葉と共に、先秦以來の典籍に引かれてはいるが、當時は既に散佚していた『尙書』の斷片、あるいは『尙書』ではないが先秦典籍からの言葉、それらで『偽古文尙書』の中にとり入れられている文句が極めて多い。この禪讓文は、その原形を漢武帝の齊王閔を封ずる策文に得ており、漢魏禪讓文、この魏晉禪讓文、次代の晉宋禪讓文など、いずれも形式的には類型化している。ところが魏晉禪讓文は、前代の漢魏禪讓の際の文、次代の晉宋禪讓の際の文と比較すると、前者は『尙書』を引用することもあるが、それはほとんど漢代以來、學官に立てられた『今文尙書』の言葉で占められており、後者は、それ以前の禪讓文と比べると、古典籍からの言葉を引くことがはるかに少なく、『尙書』の引用もほとんどない。その中間に位置する魏晉禪讓に際して、鄭沖が奉じた文は、上述のように、『偽古文尙書』につながる言葉で満たされた、特異な文といつてよく、

兩者のかかわりの深いことを示している。

さらに附加すると『三國志』三少帝紀に、鄭沖は魏帝高貴郷公の前で、鄭小同と共に『尙書』を講じたと記されているように、『尙書』についての深い學識をもっていたこと。以上のさまざまな面から検討して、鄭沖と『偽古文尙書』との關係を論じ、舜禹禪讓にかかわる一篇として、大禹謨篇が鄭沖あるいはその周邊の人の手によって作られた可能性が高いと述べた。

ところで、東晉になって梅頤によって奏呈された、いわゆる『偽古文尙書』の鄭沖から始まる繼承を記した文が、『尙書』の堯典篇正義にある。それによると『晉書』の文として、晉の太保公鄭沖が古文を扶風の蘇愉に傳え、蘇愉は天水の梁柳に傳えた。これが皇甫謐の外弟である。梁柳は城陽の臧曹に傳え、臧曹は郡守の子、汝南の梅頤に傳えた。梅頤は豫章の内史となりその書が奏上されて世に施行された、という。

さらにもう一條『晉書』の皇甫謐傳の文として、皇甫謐の姑子外弟の梁柳邊が『古文尙書』を手に入れた、そこで皇甫謐が『帝王世紀』を作るに際し、古文五十八篇の書を取り入れている、ともいう。

このように、鄭沖が『古文尙書』の繼承にかかわったとする明らかなき記述があるにも拘らず、明の梅鷟以後、『古文尙書』が偽作ではなしかと疑った人々の多くは、この繼承の系譜を信じようとしない。

しかし、その系譜の最初に位置する鄭沖と『偽古文尙書』との間に、何らかの關係があつたと推測したからには、それ以後の、梅頤に至るまでの系譜を無視することは、できないであらう。そこで前稿で鄭沖と『偽古文尙書』、とりわけ大禹謨篇との關係を論じた後を承けて、堯典正義に引かれた『晉書』の記事を、ひとつの手がかりとし

て、『偽古文尙書』の成立する過程について、考察してゆくことにする。本稿でとり上げるのは、偽古文二十五篇中の一部にすぎないが、一斑を見て全容を察することも、可能であらう。

二 『偽古文尙書』と『帝王世紀』

前章で述べたように、『尙書』堯典篇の正義には、『晉書』より引用したとして、鄭沖より梅頤に至るまでの『古文尙書』傳授の系譜が記載されている。そこに名を列ねる人物のうち、不完全なものにせよ現在にその著述が残っているのは、皇甫謐ただひとりである。他の人物は實在したとしても『偽古文尙書』にどのようににかかわったかを知る具體的な材料は全くない。また上述のごとく堯典篇正義に引く『晉書』の皇甫謐傳によれば、彼の著した『帝王世紀』は、『偽古文尙書』と深い關連性があるとされている。そこで、鄭沖と『偽古文尙書』の關係を検討した次の段階として、皇甫謐、とりわけ『帝王世紀』と『偽古文尙書』とのかかわりをみてゆくことにする。

皇甫謐は西晉の太康三年（二八二年）六十六歳で没している。鄭沖は同じく西晉の泰始十年（二七四年）に世を去っている。彼の没する九年前、二六五年の魏晉禪讓の際に奉った策文が『偽古文尙書』その中でも大禹謨篇と密接な關係にあつたとするのが、前稿『鄭沖と偽古文尙書』での見解であるが、この二六五年から皇甫謐の没する二八三年までの間に、『偽古文尙書』の作成にかかわる、何らかの動きがあり、それが『帝王世紀』に反映されているのではなからうか。

この『帝王世紀』は、完本は宋以後には傳わらず、今では數種の輯佚本があるのみで、それらに頼らざるを得ないが、その一つである清の顧觀光の輯本の序で、錢熙祚はほぼ次のように述べている。

『帝王世紀』の中に引かれた『古文尚書』の篇は、五子之歌・仲虺之誥・湯誥・伊訓のみである。しかもそこに引かれている湯誥・伊訓兩篇は、今の『古文尚書』(いわゆる『偽古文尚書』)とは、内容が一致しない。また『帝王世紀』の記述からみても、皇甫謐は大禹謨・武成の二篇を見ていないことは明らかである。皇甫謐がもしも『偽古文尚書』を手に入れていれば、このような食い違いが生ずるはずはない。『帝王世紀』が作られた當時は、孔安國傳はまだ萌芽の段階にあり、二十五篇の『偽古文尚書』も、今のようには完備していただのではない。そこで上記の夏・商四篇以外は、全く言及されていないのである。

また、鄭玄の尚書注と『帝王世紀』とは一致するところもあり、周官篇の文には鄭志と同じものもある。このことから、魏晉の際にはまだ眞古文が完全には亡びてはいなかったことがわかる。好事の者が(眞古文も含めて)遺文を集め、あれこれ綴り合せて偽古文を作ったが、すべてが一人の手から出たものではない。また一時に成ったものでもない。ところが宋以後の學者には、古文を非難して、これは皇甫謐の作である、という人もいるが、それは『帝王世紀』の文を手にとって、『偽古文尚書』と照合しないからである。

また宋翔鳳は『帝王世紀集校』序で、別の見解を示している。

東晉『尚書』の偽跡大いに顯はれ、『世紀』の内、輒ち其の文を引かば、謂へらく作偽の由、皇甫に發す、と。今、『世紀』を考ふるに、夏商二代、五子之歌・仲虺之誥を引く。文誼を按校するに、上下屬かず。また「時日曷喪」の義、上、伏生に同じ。

『古文尚書』の偽作についての若干の考察

「罪在朕躬」の禱、事、呂(氏春秋)・墨(子)に符す。梅書に較ぶるに、遠異絶甚なり……凡そ此の諸科、大抵は屬入にして……ここでは『偽古文尚書』と『帝王世紀』との關係を全く否定して、『帝王世紀』に引用された『偽古文尚書』は、何者かの手で後になつて加えられたものという。

このような、さまざまな見解があることを念頭においたうえで、現に『帝王世紀』の中に『古文尚書』の篇名を明示して引用されている文を中心として検討し、それが果して『偽古文尚書』からとられたものか、もしそうであるならば、皇甫謐の生存していた時には、既に『偽古文尚書』の、その一篇のその部分は成立していたことになるが、どのような目的、あるいは動機があつて、それが作られねばならなかつたのか、考察してみよう。

『帝王世紀』に引かれている『偽古文尚書』諸篇のなかで、最も古い時代の『尚書』は、夏書の五子之歌篇である。その篇の成り立ちの事情を説明する序によると、「大康邦を失ひ、昆弟五人洛汭に須つ。五子之歌を作る」とあるように、夏王啓の子の大康は、即位ののち政治を怠り、遊獵にふけた。そのため有窮の君の羿によって獵からの歸途を絶たれ、河を渡ることができなかった。彼の五人の弟と母とが、洛水の北岸でその歸國を待ちわびて、夏の國を建てた祖父の禹の教えを歌った、とするのが『偽古文尚書』の五子之歌篇である。

この五子之歌篇とかかわるものとして、『帝王世紀』に次の文がある。

按經傳曰、夏與堯舜、同在河北冀州之域、不在河南也。故五子歌曰「惟彼陶唐、有此冀方、今失厥道、亂其紀綱、乃底滅亡」言自禹至

太康、與唐虞不易都城也。(太平御覽百五十五)

ここに五子歌として引かれた部分は『僞古文尚書』五子之歌篇に、完全に同一の文がある。その『僞古文尚書』が據り所とした元の文は、『左傳』哀公六年の「夏書曰、惟彼陶唐、帥彼天常、有此冀方、今失其行、亂其紀綱、乃滅而亡」がそれである。

先にも記したように、宋翔鳳は『帝王世紀』の中では、この一文は前後とのつながりがないので、後人がここに混入したのであらう、といている。しかし『帝王世紀』の中で、地理上の問題について論じたばあい、自説の根據を經典に求めることが、しばしばあり、これもその一例であつて、決して不自然なものではない。

さて、この『帝王世紀』に引かれた五子之歌の文は、僞古文五子之歌とは全く一致するが、『左傳』の夏書曰とする文とは、文字にいくらかの異同がある。また『左傳』の杜預の注は「その行ひを失ひ、その紀綱を亂し」た人物を、夏王桀であるとしている。それならば當然のこと、この『左傳』に引く夏書は、五子之歌とは無關係のものとなる。さらに、この文についての正義では、杜預のみならず『左傳』の注釋家たち、賈逵・服虔・孫毓など、みなが桀のこととしているといひ、ただ王肅のみが夏王太康のこととする、と述べたうえで、「案ずるに王肅の『尚書』に注するや、其の言の多くは是れ孔傳なり。疑ふらくは肅は古文を見て、之を匿して言はざるか」といふ。これによると、この夏書の言葉は太康について言うものとして、五子之歌の一部と認めている『帝王世紀』は、『僞古文尚書』と共通の立場にあり、當時としては少数派で、それだけに兩者の關係が密であると言へる。それでは、この時期に、夏の太康と關係ある僞古文五子之歌篇が作られるための、何らかの事情があつたのだろうか。

皇甫謐の晩年に當る、西晉の咸寧五年(二七九年)汲郡で竹簡に記された大量の文書が発見された。その中に、夏以來、西周末に至る歴史記事、いわゆる『竹書紀年』があつた。この書の中に、當時周知のこととされてきた史上の出來ごとが、根底から覆えされるような記述があつた。これの校理に當つた東晉の『晉書』の傳には「その中で經傳と大いに異なるは、則ち云ふ、夏の年は殷より多し。益は啓の位を干し、啓これを殺す。太甲は伊尹を殺し、文丁は季歷を殺す……」とある。

この中で、五子之歌篇とかかわりがあるのは「益は啓の位を干し、啓これを殺す」の一條である。前漢の初め、伏生より傳えられたいわゆる今文系『尚書』の甘誓篇は、夏王啓が有扈と甘の野に戦うに際しての誓いの言葉とされる。『史記』夏本紀もその説を踏襲して、これが漢代中期以後の通説であつた。しかし『墨子』明鬼下篇では、この甘誓と同一の文を引いて禹誓と稱し、啓の父にあたる禹が、有扈を征した時の誓いとされている。『莊子』人間世篇にも「禹、有扈を攻め、國虛厲となる」とあり、そのほか先秦から漢初の諸子では、同様の説をとるものが多い。それが伏生の傳えた『尚書』など、別の一派では禹の子の啓の誓いとされた背後には、啓に對する評價が分れていたことがあると思われる。

その評價の分れ目の一つは、啓が舜・禹のように禪讓によつて帝位についたのではないことにある。そしてもう一つの評價の分れる理由は、啓が音楽を好んだという傳承があるからであろう。

まず前者については『墨子』尚賢上に「いにしえ堯は舜を服澤の陽に擧げ、之に政を授けて天下平らかに、禹は益を陰方の中より擧げて、之に政を授けて九州成り……」とあり、堯舜の關係と禹益の關係

とを並列させている。もちろんこれで直ちに禹は益に禪讓したことに
はならないが、賢者に政權を讓るべきだとする墨家の尙賢主義が、こ
こには見受けられる。そこから當然のこととして、禹から世襲によつ
て帝位を繼承した啓に對する、否定的な評價が生じてくる。

そして、さらに發展して、禹は益に禪讓しようとしたにもかかわら
ず、啓は禹の死後に、仲間と共に益を攻めて、天下を奪い取った。と
いうような傳承が出てくるのである。

それに對して儒家の側からは、啓を高く評價しようとする。『孟子』
萬章上には「萬章問ひて曰く、人言へる有り、禹に至りて徳衰へ、賢
に傳へずして子に傳ふと、諸れ有るか」とあるが、その後孟子が、
そのような話は誤解であると、言葉盡して啓を辯護するだけに、儒
家の側から啓を擁護しようとする情熱がうかがえる。そしてその言葉
のしめくりに「孔子曰く、唐虞は禪り、夏后殷周は繼ぐ、其の義一
なり」と、要は禪讓でも世襲でも、賢者に位を傳えればいいのだと結
んでいる。家族主義に立脚する儒家の立場から、世襲制をも肯定する
姿勢がうかがえるが、啓はその世襲制のシンボルなのである。

次に、啓と音楽との關係を見るに、『墨子』非樂上には、啓に言及
して次のようにいう。

九有の亡ぶる所以の者を察するに、徒らに樂を飾るに従ふな
り。武觀に於て曰く、啓乃ち淫溢康樂し、野に飲食し、將將銘蒐
磬以て力、酒に濫濁し、野に渝食し、萬舞翼翼、章かに大(天)
に聞ゆ。天用て式とせず……

『楚辭』離騷も同様のことを傳えている。

啓に九辯と九歌とあり。夏なつに康娛して以て自ら縱ままにし、
難を願りみ以て後を圖らざりしかば、五子用つて家術を失へり。

『古文尙書』の偽作についての若干の考察

このように、音楽を好み佚樂をこととする啓が、有扈を伐ち天下に
誓う人物として、ふさわしくないことは明らかで、墨家が有扈を伐つ
たのは禹であるとし、禹誓篇を傳えたのは當然であろう。他方、啓が
帝位を襲つたのは正當であるとする孟子など、儒家の側からは、啓が
有扈を伐ち、甘の野に誓うとする甘誓篇を傳えるのも、これも至當で
ある。

ところで、この啓には「五觀」と呼ばれ、また『墨子』非樂篇では
「武觀」ともいわれる子供がいた。『楚辭』離騷では、それを五人の弟
として、彼らは啓の惡行のため家を失つてさまよつたとする。しかし
これとは別に、啓は明君であり、五觀はその暗愚の子であるとも傳え
られた。『國語』楚語では「堯に丹朱あり、舜に商均あり、啓に五觀
あり、湯に太甲あり、文王に管蔡あり、是の五者は皆元徳あるも姦子
有り」とするのがそれである。

この『國語』のように、五觀(五子)そのものが姦子であるのか、
離騷のように、彼、または彼らは、父、または兄の非行のために不幸
に陥つた、いわば犠牲者なのか、相反する説があつた。しかし、甘誓
篇を啓の言葉の記録とし、啓を明主とする見解に立てば、惡行をはた
らき弟または子供を路頭に迷わせるのは、啓以外の何者かでないれば
ならない。その役を擔わされたのが、啓の長子の太康である。

『史記』五帝本記に、今文系の『尙書』序をとつて「太康國を失ひ、
昆弟五人落汭に徬ち、五子之歌を作る」というように、啓の後を嗣い
で帝位についた太康が、政治をかえりみず、五人の弟たちを悲嘆にく
れさせた、とする説が通行するようになったのは、『孟子』以來の啓
をもつて明君とした儒家的な解釋が、漢代以降支配的となつたことを
示すものである。

そのような情況下に出現したのが、汲冢發見の古書、『竹書紀年』である。先にもみたように、そこには「益は啓の位を干し、啓これを殺す」と記されていた。『晉書』東哲傳によると、啓のこの行爲は、太甲が伊尹を殺し、文丁が季歷を殺したとする記述と並列されている。益が伊尹・季歷と並べば、益は賢者であり、啓が太甲・文丁と同列であれば、啓は暗君となる。これは孟子以來の儒家的、かつ當時は支配的になつていた啓に對する評價を、覆すものである。

この『竹書紀年』の記述に對抗し、儒家的な歴史説を守るため、『史記』の傳える、今文尙書家の五子之歌についての言い傳えなどにもとづき、『尙書』の一篇としての五子之歌篇が作り上げられたのであろう。啓の後を嗣いだ太康を暗愚の人とし、その昆弟五人の歌とあるところから、關係ありそふな言葉を行する諸書から収集し、五つの歌として並べた。その際には、夏王桀を難じた言葉であつても、それが夏書とあるところから、なにはともあれ、とにかくにも、この篇の中に加えられたのであろう。

この偽古文五子之歌の一文が、全くそのままに『帝王世紀』の中に、やはり五子歌として引かれ、また『帝王世紀』以前の書には、五子之歌としてこの篇の中の言葉を引くものがないことからみても、皇甫謐が『偽古文尙書』五子之歌篇の成立に、何らかのかかわりがあつたものと察せられよう。

汲冢發見の竹書が衝撃的であつたのは、上記のように當時の一般的知識では明君であるはずの夏王啓が、父禹の盟友でもあつた益を殺した、とする記述があつたためであるが、さらにそれに續く「太甲は伊尹を殺す」との記事も、驚きであつたようである。そのことは當時あ

たかも呉を平定して歸國し『春秋釋例』と『春秋經傳集解』を作りあげたばかりの、杜預の『春秋左氏傳後序』によくあらわれている。そこには次のようにいう。

紀年に又た稱す。殷の仲王位に即き毫に居る。其の卿士は伊尹なり。仲王崩じ伊尹太甲を桐に放ち乃ち自立す。伊尹位に即き太甲を放ちて七年、太甲潛かに出づるに桐よりし、伊尹を殺して、乃ち其の子伊陟・伊奮を立て、命じて其の父の田宅を復して、之中分せしむ。左氏傳に伊尹太甲を放つも、而も之を相として、卒に怨色無しと。然らば則ち太甲は放たれたりと雖も、還りて伊尹を殺し、而も猶ほ其の子を以て相と爲す。此れ大いに尙書に太甲の事を敍説すると乖異すると爲す。

杜預が太甲のことのみふれ、啓についての記事には言及していないのは、啓が益を殺したという『竹書紀年』の記述に、抵觸するような文章が、『左傳』にはないからであらう、『左傳』に關係がないことには冷淡であるとするれば、左傳僻と自ら稱した彼の面目隠したるものがあるといえよう。

そこで、次に『帝王世紀』・『竹書紀年』などからませて、偽古文太甲三篇について検討を加えよう。

『太平御覽』八十三に引く『帝王世紀』には、

太甲は位を反すも又た怨まず。故に更に伊尹を尊んで保衡と曰ふ。即ち春秋傳の所謂る伊尹、太甲を放ち、卒に明王となると、

是れなり。太甲は政を修め、殷道中興す。號して太宗と曰ふ。孔叢(叢)の所謂る憂思三年、前愆を追悔し、起ちて政に即く、之を明王と謂ふ者なり。一名祖甲、國を享くること三十二年。とある。

つまり、『帝王世紀』は『春秋(左氏)傳』・『孔叢子』を例證とし、太甲は伊尹の教導により明君となり、復位の後も伊尹を尊んだとするのである。ここで云う『春秋傳』とは、杜預の後序でもいうところの『左傳』襄公二十一年の「伊尹、太甲を放つも、而も之を相とし、卒に怨色なし」であろう。また杜預の後序で『尚書』に説かれている太甲のこと、とは具體的に『尚書』のどこを指しているのかわからないが、『史記』殷本紀に「帝太甲既に立ちて三年、不明暴虐、湯の法に遵はず、徳を亂す。是に於て伊尹、之を桐宮に放つこと三年。……帝太甲桐宮に居ること三年、過を悔い。自ら責めて善に反る。是に於て伊尹迺ち帝太甲を迎へて之に政を授く。迺ち太甲三篇を作る」とあるのが、『尚書』の今文序に従ったもので、恐らくこの文のことであろう。さらに、『史記』の上記の文と並んで、『竹書紀年』出土當時において太甲についての一般的知識のもとづくところは、これも『孟子』萬章上篇の次の言葉であろう。

伊尹、湯を相けて以て天下に王たらしむ。湯崩じ、大丁未だ立たず、外丙は二年、仲壬は四年。大甲、湯の典刑を顛覆す。伊尹之を桐に放つこと三年、太甲過を悔い、自ら怨み自ら艾め、桐に於て仁に處り義に遷ること三年、以て伊尹の己を訓ふるを聴き、毫に復歸す。

このように、太甲はひとたびは過ちを犯し、伊尹によって桐へ追放の身となるが、のち悔悟して明君となり、伊尹をも尊んだとするのが、その時代の通説であった。それを完全に否定し去るような記述が、新出の『竹書紀年』にあったのである。

それに對して、『帝王世紀』は正統派の立場から、太甲の行爲を擁護しようとしているように思われる。また、それと同じ目的のもとに

『古文尚書』の偽作についての若干の考察

作られたのが、偽古文の太甲三篇であろう。

『帝王世紀』には、太甲の追放地について「桐宮は蓋し殷の墓地なり。離宮の居る可きあり」とある(御覽八十三)。この桐の解釋について、皮錫瑞は『史記』殷本紀の、さきに引いた「帝太甲既に立ちて三年……」の文、およびその集解に「鄭玄曰く、地名なり。王の離宮有り」ということにもとづき、次のように論じている。

史記に帝太甲桐宮に居ると云へば、則ち今文説は桐宮を以て離宮となす。趙岐の孟子注に曰く、之を桐邑に放つ、と。亦た桐を以て地名となす。鄭注と異ならず。偽孔は鄭と異なるに務め、桐宮を以て湯の葬地となす。また偽古文を造りて、王は桐宮に居きて憂に居ると云ひ、以て其の説を實にす。帝王世紀に曰く、桐宮は蓋し殷の墓地なり、離宮の居る可きあり、鄴の西南に在り、と。皇甫謐は即ち偽書を造りし者にして、劉向、殷湯に葬地なしといふを知らず……。

〔今文尚書校證〕卷三十

ここで問題としているのは、要は桐は單に太甲が追放された土地というだけか、あるいはそこは殷の墓地か、ということである。皮錫瑞は、『偽古文尚書』も『帝王世紀』も、皇甫謐の手になるもので、鄭玄説に異を立てる目的のため、墓地説をとるのだ、とする。しかし實はそれだけに止まるものではないようである。

桐が殷の墓地であるか否かは、太甲が桐で喪に服したか否かにかかわり、墓地とする偽古文も『帝王世紀』も、太甲が追放地で喪に服したことを言おうとするのである。それならば『史記』のように、即位して三年も経過してから追放されたなどの説は成り立たなくなる。そこで「立ちて三年」を消し、桐に居た三年を残した『偽古文尚書』太甲篇の序「太甲既に立ちて明ならず、伊尹これを桐に放つ。三年復た

毫に歸り庸を思ふ。伊尹太甲三篇を作る」が成立するのである。そして偽古文太甲上篇の「王桐宮に徂きて憂に居る」との經文も意味をもつてくるのである。

そしてまた『史記』殷本紀に「湯崩じ太子太丁未だ立たずして卒す。是に於て迺ち太丁の弟、外丙を立つ。是れ帝外丙と爲す。帝外丙即位三年にして崩す。外丙の弟中壬を立つ。是れ帝中壬と爲す。帝中壬、即位四年にして崩す。伊尹迺ち太丁の子の太甲を立つ」とあるように、湯が崩じてより七年を経過してやっと太甲が即位した、あるいはさきに記した『孟子』萬章上のように、湯の没後六年にして即位したなどということは、否定されねばならなくなる。もし湯の没後、六年あるいは七年の即位であれば、桐へゆきそこで湯の喪に服することはない。

『帝王世紀』に、殷の世系をいうに「成湯一、外丙二、仲壬三、太甲四……」（初學記九）と、湯から太甲に至る外丙、仲壬の二代を入れながら、その後の文で「商書に曰く、成湯既に没して太甲元年。孔安國注に云ふ、太甲は太丁の子、湯の孫なり。太丁未だ立たずして卒す。湯の没するに及び、太甲立ちて元年を稱す」として、外丙と中壬を除外している。商書とは偽古文伊訓篇の序であり、『史記』殷本紀に記されている今文の序とされるものに、「帝太甲元年、伊尹作伊訓」とあるに比して、「成湯既没」の一句が附されている。これは明らかに偽古文では太甲が湯の後を直ちに引き継いだことを強調するためであり、それをとり入れている『帝王世紀』と共通の立場にあることは明らかである。

それでは『帝王世紀』及び『偽古文尙書』は、湯の没後直ちに太甲が即位し、時をおかず追放され、その地において太甲が喪に服したこ

とを、ことさらに唱える理由は何か。偽古文太甲篇は「太甲即位不明」とのみ記し、その偽孔傳は「伊尹の訓を用ひず、居喪の禮に明らかならず」と、喪に服した際の禮を失した一點だけを、太甲の罪とする。これは『史記』殷本紀の「(太甲)不明暴虐、不遵湯法」、『孟子』萬章上の「顛覆湯之典刑」という、當時の一般的な解釋よりも、更に太甲の罪を輕減するものである。また偽古文伊訓篇文頭の偽孔傳では「伊尹」訓を作り以て太甲を教導す」といい、同篇の末尾の文「爾惟れ不徳もて、大いに厥の宗を墜す罔れ」のやはり偽孔傳で「此れ伊尹至忠の訓」と、伊尹は誠實に太甲を教導しようとしていたことを繰り返して述べている。

これらはいずれも、太甲と伊尹との間が、正しい君臣關係にあったことをいうものであり、その目的は、『竹書紀年』の、伊尹が主君太甲を追放して、自ら帝位についた、太甲は追放された桐より脱出し、伊尹に復讐してこれを殺した、とする記事を否定するところにあつたと思われる。

このように太甲に關する『偽古文尙書』及び『帝王世紀』のいうところは、以上のとおりであるが、さらに『孔叢子』もそれらに近い立場にあつたようである。さきに引用したように『帝王世紀』は、太甲が追放されて桐へ行ったことを述べ、「孔叢(巻)の所謂の憂思三年、前愆を追悔し、起ちて政に即く。之を明王と謂ふ者なり。一名祖甲、享國三十三年」と、『孔叢子』の言葉をもつて、自説の裏づけとしている。この『孔叢子』の憂思三年は、太甲上篇の「王徂桐居憂」と同じであり、この一句のうちに、太甲が湯の後を直接繼承したこと、彼の過ちとは湯の喪に服する態度が正しくなかったこと、桐は殷の墓地がある所であること、そこで彼は喪に服していたこと、それらさまざま

なことがらも、含めているのである。

このように、『偽古文尙書』・『帝王世紀』そして『孔叢子』も、軌を一にして太甲と伊尹との關係は、決して『竹書紀年』でいうように、下剋上、復讐譚であらわされるようなものではなく、幼くして即位し、道を誤った王を正道にかえさんとして賢臣が努力し、王もまたそれに應えることができた、という、理想の君臣關係にあったとする方向へ持つて行こうとする、努力の跡がうかがえる。なお『孔叢子』と『偽古文尙書』との連關性については、後に觸れることにする。

次に太甲篇との連關性からみて、その前後に位置する伊訓・咸有一徳の兩篇について、一瞥しておく。

伊訓篇は『帝王世紀』に引用されており、すでに述べたように、文頭の「伊訓」の孔安國傳に「作訓以教道太甲」とあり、文末の同じく孔安國傳は「此伊尹至忠之訓」というように、全篇が伊尹の太甲を教え導くための言葉である。この篇もやはり、太甲篇と同様に太甲と伊尹との關係が、正しい君臣の間がらであったことをいわんとするものである。また序で「成湯既没、太甲元年、伊尹作伊訓」とあるのは、これも既に述べたが、湯から直ちに太甲へと王位が繼承されたとするものであり、湯の没後數年を経て太甲は既位したとする、従來の一般に通行していたと思われる説を否定するものである。そのようにみえてくると、伊尹篇は太甲三篇と同じ目的で、同時期に作られたものである。

また咸有一徳篇は、『史記』殷本紀には「伊尹作咸有一徳」とあるのみで、その内容は明らかではない。しかし『禮記』緇衣篇に「尹吉曰、惟尹躬及湯、咸有壹徳」とあつて、鄭注は「吉嘗爲告、告古文誥

字之誤也。尹告伊尹之誥也。書序以爲咸有壹徳、今亡」とある。伊尹の誥というように、伊尹が告げた教えであるが、これだけでは、伊尹が主君の湯に對して、自分も湯王も共に壹なる徳をもつ、というのか、第三者に向つて、自分も湯王も壹徳をもつていたと告げるのか、わからない。

ところが『禮記』緇衣篇には、もう一條の尹吉の文があり、「尹吉曰、惟尹躬天（先）見于西邑夏、自周有終、相亦惟終」という。この鄭注には「伊尹は始め夏に仕へ、此の時は湯に就く」とあれば、明らかに伊尹が湯に向つて語つた言葉としてゐることがわかる。しかし、偽古文咸有一徳篇は「伊尹既に政を厥辟に復し、將に告歸せんとして、乃ち徳を陳戒す」と、桐に放逐された太甲が、悔い改めて歸國した。そこで伊尹は政を太甲にかえし、自分は引退しようとして、戒めの言葉を残すときの言としてゐる。

このように見えてくると、この篇も太甲篇・伊訓篇と同じ内容、つまり太甲と伊尹との間が、よき君臣關係にあつたことを強調するための一篇であると考えることができよう。

また注目すべきは、右に引いた『禮記』緇衣篇の二條の尹吉の言葉は、一條が偽古文太甲上篇に入り、他の一條は偽古文咸有一徳篇に入つてゐることである。これは偽古文の作者が、太甲篇と咸有一徳篇を、一連のものと考えて作成したことを示すものであらう。

なお『尙書』堯典正義には『尙書』諸篇の順序が記されているが、鄭玄の見た『古文尙書』では、咸有一徳は湯誥篇の後、伊訓篇の前にあつたとする。『史記』殷本紀も同様である。これらはいずれも、伊尹が湯の存命中に湯に對して語つたのが咸有一徳篇である、としてゐるからである。それが偽古文では太甲篇の後にまで繰り下つてゐる。

その理由は言うまでもなく、この篇は伊尹が湯の孫の太甲に告げた言葉、それも追放から歸國してのこととされるので、このような配列となつたのである。してみれば、太甲に關する諸篇、伊訓・太甲三篇・咸有一德は、いずれも太甲と伊尹との關係を明らかにせんとするため、恐らくは時を同じくして作られたものであらう。そしてそれら諸篇の成立には『帝王世紀』と密接なかわりがあったと推定される。

以上の五子之歌篇および太甲に關する諸篇のほか、『帝王世紀』には『偽古文尙書』の篇名として、湯誥と仲虺之誥が入っている。兩篇ともに殷初の事がらを記している。

湯誥については、『史記』殷本紀に湯誥の全文が記載されている。ところが偽古文の湯誥は、それとは全く異なる。また『帝王世紀』には「湯誥曰、王歸自克夏至于亳」の一文があり（尙書湯誓正義、偽古文湯誥にも入っている。しかし偽古文湯誥にある「肆台小子將天命明威、敢不赦。敢用玄牡、敢昭告于上天神后、」は、『帝王世紀』は湯誥の言葉とはしていない（御覽八十三）。それだけではない。周知のようにこの文は『論語』堯曰篇の「予小子履、敢用玄牡、敢昭告于皇后帝。有罪不敢赦、帝臣不蔽、簡在帝心……」に出處がある。『論語』の孔安國注は「此伐桀告天」文とするが、『墨子』兼愛下では、これとほぼ同じ文を湯説として引用し、早魃に際して、湯王が一身を犠牲にし降雨を天に祈った言葉とする。『帝王世紀』もそれに従っている。それに對し偽古文湯誥は「王歸自克夏、至于亳、誕告萬方」の後にこの文を續けている。『論語』の孔注と同じく、桀を伐ち亳に凱旋して新たに王位についた湯が、天に報告する文としていのである。この解釋は魏晉の頃より廣くおこなわれており、『三國志』文帝紀の裴松

之注に引く『獻帝傳』では、漢より禪讓された曹丕が、即位を天に告げる文に「皇帝臣丕、敢用玄牡、昭告于皇皇后帝……」とある。これ以後、新たに建國して天子となつたばあい、この文句を用いて天に告げるのが通例となつていいる。

このような傾向からみても、夏王桀を倒して新しい國を作り即位したことをいふ湯誥に、この文が入るのは當然のことでもある。しかし『帝王世紀』では『墨子』などに従い、湯の降雨を祈る文としていことに引いて、錢熙祚は『帝王世紀』の序で、皇甫謐のみた湯誥は現在のものとなつていたため、とする。恐らくその通りであらう。すなわち、『帝王世紀』の作られた當時は、湯誥にはまだこの一文は入っていないかつた。その後、時代の風潮に従つて、天に即位を告げる文として、これが湯誥にとり入れられたのであらう。

仲虺之誥も、同様の事情にあつた一篇である。『帝王世紀』の中には、しばしばこの篇の言葉を引いている。『史記』に引く『尙書』序には、先に見たように湯誥と並んで仲虺（虺）之誥があるので、湯誥があれば當然この篇も必要となり、『帝王世紀』が書かれたときには、すでに存在していた。しかしその初めから現在の形をもつていたのではないと思われる。

『帝王世紀』には「有童子餉食、葛伯奪而殺之。……故古文仲虺之誥曰、乃葛伯仇餉、初征自葛即孟子之言是也」とあり、また「成湯一名帝乙、……諸侯有不義者、湯從而征之、誅其君、弔其民。天下咸悅。故東征則西夷怨、南征則北狄怨曰、奚爲而後我。故仲虺誥曰、徯我后、后来其祿者也」ともある。現在の『偽古文尙書』仲虺之誥には、傍線の部分はすべて入っている。しかし『帝王世紀』では、仲虺之誥の文と認めていない部分がある。これらの文は『孟子』にもとづ

くが、その梁惠王下には「書曰、湯一征自葛始。天下信之。東面而征、西夷服、南面而征、北狄怨曰、奚爲後我。民望之、若大旱之望雲霓。……書曰、後我后、后來其蘇」とあり、滕文公下には「有童子以黍肉餉、殺而奪之。書曰、葛伯仇餉、此之謂也」ともある。

『帝王世紀』の見た仲虺之誥は、この『孟子』の書曰とある部分を、忠實にとり入れているが、梁惠王下の「天下信之。東面而征……奚爲後我」の部分は、『書』の言葉ではないと判断したようである。それが現『偽古文尙書』には入っているのは、この仲虺之誥が皇甫謐以後にも手が加えられたことを意味する。その點で湯誥と相い通ずる。

三 二次的な諸篇

以上『偽古文尙書』のうち、大禹謨篇がまず作られ、ついで五子之歌および殷代初期の湯王・太甲に關係する諸篇が、『帝王世紀』の作られた時期、恐らく皇甫謐の晩年、二八〇年頃、現在のような形には至らない篇もあったが、成立していた、と述べた。

それら諸篇の後を承けて作られた篇に、蔡仲之命、周官があると思われ。

元の王充は、その著『讀書管見』において、『偽古文尙書』の蔡仲之命篇の「皇天無親」より「終以困窮」の一段は、極めて太甲篇と類似しているとして、太甲・蔡仲之命兩篇の重なるところを擧げている。そして、これこそ偽古文がただ一人の手になる證據であつて、先行する典籍の言葉を拾ひ集めているうちに、知らず知らずこのような重複が生じた、という。

王充の指摘する重複する文を列擧すれば、次の如くである。

(蔡仲之命) 皇天無親、惟德惟輔。民心無常、惟惠之憶。

『古文尙書』の偽作についての若干の考察

(太甲下) 天無親、克敬惟親。民罔常懷、懷于有仁。

(蔡仲之命) 爲善不同、同歸于治。爲惡不同、同歸于亂。

(太甲下) 與治同道、罔不興。與亂同事、罔不亡。

(蔡仲之命) 惟厥終、終以不困。不惟厥終、終以困窮。

(太甲上) 自同有終、相亦惟終、其後嗣王罔克有終、相亦罔終。

類似した表現があることは、必ずしも兩篇が同一手になる、とは限らない。一方が他方を真似た、こともあり得よう。太甲篇が偽古文の中で、比較的早期に成立していたとすれば、『帝王世紀』にはその片鱗もろがえない蔡仲之命篇は、ややおくれて太甲にならって作られたのではなからうか。

太甲篇は、自らの過ちのために伊尹によって追放された太甲が、悔い改めて復位することができた際、伊尹が王を戒めた言葉の記録とされる。それに對して蔡仲之命篇は、周の武王の弟の蔡叔度が、周公に疑いを抱き、王室に謀反した。そのため蔡叔度は追放されて没した。その子の胡は、よくその職責を果したので、周公は彼を卿士にとり立て、さらに蔡に封じた。そのときに成王が蔡仲胡を戒めた言葉である。兩篇ともに、一度は失った地位を回復することが許され、新たな出發をするに當つての戒めの言葉である。

このように二つの篇に語られる内容が類似する場合、先行する篇の影響を他の篇が受けることは當然であらう。蔡仲之命篇は太甲篇を參考にしつつ作られたといえよう。

周官篇は偽古文の序に「成王既黜殷命、滅淮夷、還歸在豊、作周

官」とあるように。成王が淮夷を伐ち鎬京に歸還して作ったとされる。その文頭に、歴代の先王たちの官制整備について述べているが、そこには「曰唐虞稽古、建官惟百、內有百揆四岳、外有州牧侯伯。庶政惟和、萬國咸寧」とある。

この文は堯・舜の業績をたたえるものであるが、その「曰唐虞稽古」は、堯典冒頭の「曰若稽古帝堯」からとったもの、「建官惟百」は同じく堯典「平章百姓、百姓昭明」、皋陶謨「百僚師師」「百工惟時」などを踏まえている。偽孔傳では「百姓は百官」「僚・工みな官あり」という。「內有百揆四岳」は、百揆・四岳ともに官名、あるいは多くの官僚の意である。現舜典に「納于百揆、百揆時敘」とあり、堯典の「帝曰咨四岳……」、舜典の「詢于四岳、闢四門……」などをまとめたもの。「外有州牧侯伯」は、舜典の「輯五端、既月乃日、覲四岳羣牧、班瑞于羣后」「五載一巡守、羣后四朝」「咨十有二牧、曰、食哉惟時」などによる。「侯伯」については、舜典に伯夷・伯禹とある。「庶政惟和」は、堯典・舜典ともに「庶績咸熙」とある。

このように周官篇の唐虞堯舜がよく官制を整えたことを言うところは、全て堯典・舜典あたりに依據している。そして「萬國咸寧」は、大禹謨篇の「萬邦咸寧」と一致する。

もちろん大禹謨は偽古文であるから、他の典籍よりこの言葉も得ているに違いない。「易」の乾卦の象傳「萬國咸寧」がその出所であろう。それならば周官もそこに典據があるのか、といえは、そうでないようである。「易」のこの言葉は、乾の卦の徳を述べていて、王弼注では「萬國所以寧、各以有君也」と、一般的に君主の徳をいうものであり、特定のいずれかの君をさすものではない。しかし、その言葉にもとづく大禹謨篇では、ひとり舜の徳のみ賛美している。周官篇の

この句は、堯舜の徳について言うものであれば、『易』から引用したとするより、大禹謨からとったとするべきであろう。

以上の點よりみて、『偽古文尚書』の中の蔡仲之命、周官兩篇は、太甲・大禹謨篇に依拠するところがあり、偽古文の中での、二次的な成立といえよう。

四 『孔叢子』による傍證

上述のごとく、『帝王世紀』が作られると前後して、偽古文の五子之歌・仲虺之誥・湯誥・太甲三篇・咸有一徳の諸篇が作られたと思われる。さらにそれに次ぐものとして、蔡仲之命・周官などが挙げられる。また、大禹謨篇は、『帝王世紀』成立以前、鄭冲などの手によって作られていたと、別稿で論じた。

そこで、以上の論のすべてを満すものではないが、そのうちの幾つかの主張を傍證するものとして、『孔叢子』を挙げよう。

『孔叢子』が作られた年代は、明らかではない。もちろん、その書がいうように、孔子八世の子孫の孔鮒の作でないことは、『漢書』藝文志に、この書の記載がないことから察しがつく。朱熹は「孔叢子の文章は東漢の人に類似し、その文氣は弱々しくて、西漢のものとは似ていない。もし西漢の初めに（この書が言うように）これがあつたらば、何故に賈逵・董仲舒などの言葉の中に、それが出てこないのか。」（語態）という。また近人羅根澤は、曹魏の頃の作であり、王肅偽造の疑いがある、とする。このように様々な見解があるが、これを『偽古文尚書』との関連でみると、注目すべき點が幾つか指摘できる。先に太甲篇について論じたところで引いた『帝王世紀』に、「太甲政を修め、殷道中興す。號して太宗と曰ふ。孔叢（叢）のいわゆる、

憂思三年、前愆を追悔し、起ちて政に即く、之を明王と謂ふ者なり。一名祖甲、國を享くると三十二年」とある。この『帝王世紀』が孔叢として紹介する文は、『孔叢子』論書篇の「太甲即位、不明居喪之禮、而干冢宰之政。伊尹放之于桐。憂思三年、追悔前愆起而復位。謂之明王」と一致する。しかも先にも述べたように、この『孔叢子』でいう「不明居喪之禮」および「憂思三年」は、湯の没後、太甲が直ちにその後を繼いだとする太甲篇などの主張する眼目の一つである。このように『孔叢子』は、『帝王世紀』『偽古文尚書』と、極めて近いところに位置すると考えることができる。

また『孔叢子』執節篇では次のようにいう、

趙の孝成王問ひて曰く、昔、伊尹は臣たり而も其の君を放つ。其の君怨まず。何を行ひて此を得るや、と。……（子順）答へて曰く、其の商書を在るに、太甲嗣立し、冢宰の政を干す。伊尹曰く、惟れ王、舊と不義を行ひ、習ひ性と成る。予れ順はざるに狎れしめず、と。王始め桐に即き、先王の其の訓に邇し、後人を以て迷ふこと罔からしむ。王往きて憂に居り、久しく厥の祖の明德を思ふ。

ここでは「商書」と、殷代の書に限定したうえで、太甲と伊尹との關係を言う。その言葉は、偽古文太甲上の次の文とほぼ一致する。

伊尹曰、茲乃不義、習與性成。予弗狎于弗順。營于桐宮、密邇先王其訓、無俾世迷。王徂桐宮、居憂、克終允徳。

ここからは『孔叢子』と太甲篇との近縁性がうかがえる。

太甲篇以外の『偽古文尚書』では、『孔叢子』にみることでできるのは、大禹謨篇のみである。『孔叢子』論書篇は、（尙）書について、孔子と弟子たちとの問答で構成されているが、その中で取り上げ

られている『尙書』は、大禹謨を除くと、すべてが伏生傳來の、いわゆる『今文尙書』系の諸篇である。

子夏、書の大義を問ふ。子曰く、吾、帝典に於て、堯・舜の聖なるを知る。大禹・皋陶謨・益稷に於て、禹・稷・皋陶の忠勤功勳を見る。洛誥に於て、周公の徳を見る。故に帝典は以て美を觀る可し。大禹謨・禹貢は以て事を觀る可し。皋陶謨・益稷は以て政を觀る可し。洪範は以て度を觀る可し。泰誓は以て義を觀る可し。五誥は以て仁を觀る可し。甫刑は以て誠を觀る可し。斯の七者に通ずれば、則ち書の大義舉れり。という。

ここでは偽古文の篇名は、大禹謨と泰誓の二篇が挙げられている。

このうちで泰誓は、今に傳わる偽古文のほかに、今文系のそれも當時まだ傳わっていたようであり、それ以外にも數種の泰誓と稱するものが、世に出まわっていたので、この『孔叢子』でいう泰誓は、それらいずれかを指すものと思われる。してみると、偽古文でここに名が出ているのは大禹謨のみである。

また刑論篇は、刑罰についての『尙書』の中の記述を集め、孔子がその解説をする形をとっている。そこには康誥・呂刑の今文系諸篇からの引用が殆んどであつて、唯一の例外として大禹謨の言葉が引かれている。「……故宥過赦小罪、老弱不受刑、先王之道也。書曰、大辟疑赦。又曰、與其殺不辜、寧失不經」とあり、書曰とは呂刑の言葉、又曰は大禹謨の文である。

しかし同じ『孔叢子』の居衛篇には「子思年十六適宋、宋大夫樂朔、與之言學焉。朔曰、尙書虞夏書數四篇等也。下此以訖于秦・費、効堯・舜之言耳。殊不如也」とある。虞夏書の數を四篇と限っていると解すれば、それは堯典・皋陶謨・禹貢・甘誓の今文系四篇がそれに

當る。しかも堯典から舜典、皋陶謨から益稷を析出していない、今文系本来の形に従っている。また末尾に秦誓・費誓が來ていることも、この文が今文系諸篇のみを意識しての文章であることがわかる。

ここでは大禹謨も太甲篇も、全く問題とはされていない、恐らく、大禹謨・太甲などの新しく作られた諸篇は、たといそれが存在し、ある程度その時の人に知られていても、なお學官に立てられる以前のこととて、正統な『尙書』の中には入れられていなかったたのであろう、これら偽古文が正式に認められるには、なお時間がかかり、東晉の梅賾に至って偽古文二十五篇と、全篇につけられた孔安國傳とがそろい、獻上され、さらにその後になって、『尙書』として國家的に認められたのである。

『孔叢子』は、大禹謨および太甲篇の存在を知るが、また『偽古文尙書』の全容を知る段階には至っていない。西晉末頃の『偽古文尙書』の状況を反映しているか。

注(1) 山下龍「教授退官記念」中國學論集「平成二年、研文社刊所收。

(2) 『三國志』三少帝紀・『晉書』武帝紀によると、鄭沖は高貴郷公曹髦が、司馬氏討伐の兵を擧げ失敗した際、曹髦の罪を責める文を作り司馬氏に接近した。魏の元帝が禪讓の前段階としての九錫文を司馬昭に賜ったとき、それを受納するようすすめている、など。

(3) 『三國志』三少帝紀「咸熙二年十二月壬戌、天祿永終、曆數在晉、昭羣公卿士、具饗設壇于南郊、使使者奉皇帝璽綬、冊禮位于晉嗣王、如漢魏故事。」

(4) 『三國志』文帝紀の裴松之注に、袁宏『漢紀』にある後漢獻帝の詔を引くが、その中に「今、堯典を追踵し、位を魏王に禪る」とある。

(5) 『尙書』堯典正義「晉書皇甫謐傳云、姞子外弟梁柳邊、得古文尙書。

故作帝王世紀、往往載孔傳五十八篇之書。晉書又云晉太保鄭沖、以古文授扶風蘇愷、愷字休預、預授天水梁柳字洪季。即謐之外弟也。季授城陽臧曹字彥始。始授郡守子汝南梅賾字仲貞。又爲豫章內史、遂於前晉奏上其書、而施行焉。」

(6) 梅賾『尙書考異』序。彼は偽古文は皇甫謐一人の手になるとしている。朱彝尊は鄭沖も皇甫謐も、まだ偽古文を見ていないとする。(尙書古文辭)。これに對して陳夢家氏は『尙書通論』で、鄭沖より梅賾に至るまでの系譜に名の擧げている人物は、すべて實在したとした上で、彼らが傳えた古文尙書は、後漢の馬融・鄭玄の傳えたものであって、梅賾が獻上した本もそれであるという。そして今に傳わる偽古文尙書及び傳は、東晉末の孔安國の手になるといふ。

(7) 今考謐所引用、不過五子之歌、仲虺之誥、湯誥・伊訓四篇而已。然引伊訓夏師敗績、乃伐三腰二句、不見今書。而述論語予小子履七句、以爲桑林禱雨之辭、則顯與湯誥相違。竊謂謐所見之湯誥・伊訓、亦未必盡與今同也。鉞于戚服苗事、在舜即位初年、而於禹禪後則云、有苗氏叛、南征崩於鳴條、此其未見大禹謨之明證也。……使皇甫謐、果得孔書、不應抵牾若此。妄意其時、孔傳尙在權輿。即二十五篇之書、亦未必如今之完備。故自夏商四篇而外、絕無隻字及之。觀鄭氏尙書注引伊訓征是三腰一語、與世紀略同。而周官太師太保、茲惟三公之文、乃先見於鄭志。可見魏晉之際、眞古文未盡亡。好事者搜集遺文、重爲補綴、蓋不出於一人。亦不成於一時。宋以後儒者類、能攻駁古文、或斷然以爲皇甫謐手。是未取帝王世紀之文、與孔書互相勘也。

(8) 今考世紀、夏商二代引五子之歌・仲虺之誥。按校文館、上下不屬。又時日曷喪之義、上同伏生。罪在朕躬之禱、事符於呂・墨。較於梅書、遠異絕甚。……凡此諸科、大抵竊入。

(9) 按ずるに經傳に曰く、夏と堯舜と、共に河北冀州の城に在り、河南に在らず。故に五子歌に曰く、惟れ彼の陶唐、此の冀方を有つ、今厥の道

を失ひ、其の紀綱を亂し、乃ち滅亡を底す、と。禹より太康に至るまで、唐虞と都城を易へざるを言ふ。

(10) 其紀年十三篇、蓋魏國之史書。大略與春秋皆多相應。其中經傳大異、則云夏年多股、益于啓位、啓殺之。太甲殺伊尹、文丁殺季歷。

(11) 拙稿「先秦における尙書の流傳について」の若干の考察「日本中國學會報十七で、甘誓と啓との問題についてふれてゐる。

(12) 『韓非子』外儲說。『戰國策』燕策一。

(13) 紀年又稱、殷仲王卽位居亳、其鄉士伊尹。仲壬崩、伊尹放太甲于桐、乃自立也。伊尹卽位、放太甲七年、太甲潛出自桐、殺伊尹乃立其子伊陟・伊賚、命復其父之田宅、而中分之。左氏傳、伊尹放太甲而相之、卒無怨色。然則太甲雖見放、還殺伊尹、而猶以其子爲相也。此爲大與尙書敍說太甲事乖異。

(14) 太甲反位、又不怨。故更尊伊尹曰保衡。卽春秋傳所謂、伊尹放太甲、卒爲明王是也。太甲修政、殷道中興。號曰太宗。孔叢所謂愛思三年、追悔前愆、起而卽政。謂之明王者也。一名祖甲、享國三十三年。

(15) 史記云帝太甲居桐宮、則今文說以桐宮爲離宮。趙岐孟子注曰、放之於桐邑、亦以桐爲地名、與鄭注不異。僞孔務與鄭異、乃以桐宮爲湯葬地、又造僞古文云、王祖桐宮居憂、以實其說。帝王世紀曰、桐宮殷之墓地、有離宮可居、在鄆西南。皇甫謐卽造僞書者、不知劉向云、殷湯無葬地。

(16) 帝王世紀には、「伊訓曰、造攻自鳴條、除載自亳。又曰、夏師敗績、乃伐三腰」とあり、又曰以下は現伊訓篇にはない。そこで錢熙祚は皇甫謐の見た伊訓は、現行のものとは同じでない、一證とする。しかしこの文は現典實の序であり、必ずしも伊訓の言葉としなくてもよい。

(17) 現在に傳わる帝王世紀は、輯佚本であり、完本ではないので、そこに咸有一德篇から引いた言葉がなくても、兩者が無關係であるとは斷言できなない。

(18) 晉書武帝紀の、晉武帝司馬炎の卽位を天に告げる文に「皇帝臣炎、敢

用玄牡、明告于皇皇后帝……」とあり。宋書武帝紀下に「皇帝臣裕、敢用玄牡、昭告于皇天后帝……」とある。

(19) 『孔叢子探源』古史辯第四冊。

(20) 太甲位に卽き、居喪の禮に明ならず、冢宰の政を干す。伊尹之を桐に放つ。愛思三年、前愆を追悔し、起ちて位に復す。之を明主と謂ふ。

(21) 趙孝成王問曰、昔伊尹爲臣、而放其君不怨、何行而得乎此也。……答曰、其在商書、太甲嗣立、而干冢宰之政。伊尹曰、惟王舊行不義、習與性成。子不狎于不順。王始卽桐遷于先王其訓、罔以後人迷。王往居憂、久思厥祖之明德。

(22) 子夏問書大義。子曰、吾於帝典見堯舜之聖焉。於大禹皋陶謨益稷見禹稷皋陶之忠勤功勳焉。於洛誥見周公之德焉。故帝典可以觀美、大禹謨禹貢可以觀事。皋陶謨益稷可以觀政。洪範可以觀度。泰誓可以觀義。五誥可以觀仁。甫刑可以觀誠。通斯七者、則書之大義舉矣。